

# 国民健康保険税の税率を改正します

町は、国民健康保険の安定的な運営のため、同保険税の税率を改正します。加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、厳しい財政状況と安定的な運営にご理解、ご協力をお願いします。

## ●令和4年度から令和6年度にかけて税率を改正します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。平成30年度から国民健康保険財政を安定させ、持続可能な制度として強化するため、都道府県が財政運営の責任主体となっています。本町は国民健康保険の財源として、岩手県が設定する標準税率に基づいて算定した納付金を県に納めています。

本町は、納付金の算定に影響する医療費などが、県内で高い水準にあります。そのため、県から求められる納付金も同様に高い状況にあり、段階的な税率

の見直しと、国民健康保険財政調整基金からの補てんにより財政運営を行ってきました。

このような財政状況を踏まえて税率の見直しを検討し、改正を行うこととしました。

令和4年度の改正では資産割の廃止に向け、資産割の税率をこれまでの半分程度とし、減少分は所得割、均等割にそれぞれ振り替えて補います。令和5年度は引き続き同税率を維持し、令和6年度に資産割廃止に向けた税率の改正を行い、応分の負担となるよう検討します。

不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

▼問い合わせ 役場税務課課係 (☎611-2522)

## 後期高齢者医療制度の保険料率も改定

令和4・5年度保険料率について、以下のとおり改定されます。この保険料率は岩手県後期高齢者医療広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごと決定します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

- ▼均等割額 40,900円(令和2・3年度比2,900円増)
- ▼所得割率 7.36%(令和2・3年度と同じ)

## 【令和6年度以降】資産割を廃止します

令和6年度から資産割を廃止し、国民健康保険税の賦課方式を4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から3方式へ変更します。

税負担の公平性の観点から全国的にも資産割を賦課する市町村が減っていること、岩手県が行う事業費納付金の算定でも、標準賦課方式を3方式としていることなどの現状を考慮し今後、段階的に変更するものです。

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	7.2%	7.9%	2.0%	2.6%	1.9%	2.6%
資産割額	10.0%	5.0%	2.2%	1.3%	2.9%	1.7%
均等割額	23,400円	27,000円	7,000円	9,500円	8,500円	10,000円
平等割額	26,400円	26,400円	7,000円	7,000円	7,500円	7,500円

令和4年度からの新しい税率

## 町の医療費状況は？

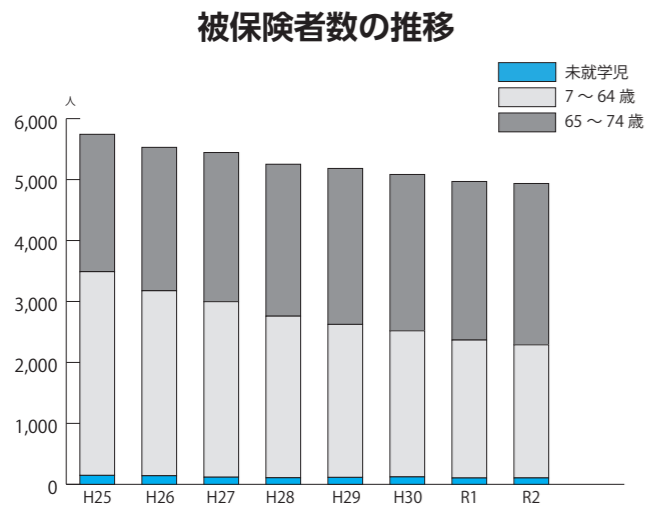


町の国民健康保険の状況をみると、被保険者数は年々減少し、年齢構成の変化や受診環境の充実などにより、医療費は増加傾向となっています。増え続ける医療費を減らすためには、皆さん一人一人が健康意識を高めていく必要があります。

ります。特定健診を毎年受診して健康状態を把握し、疾病および重症化を予防しましょう。また、安価で効果が同じジェネリック医薬品を活用するなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。

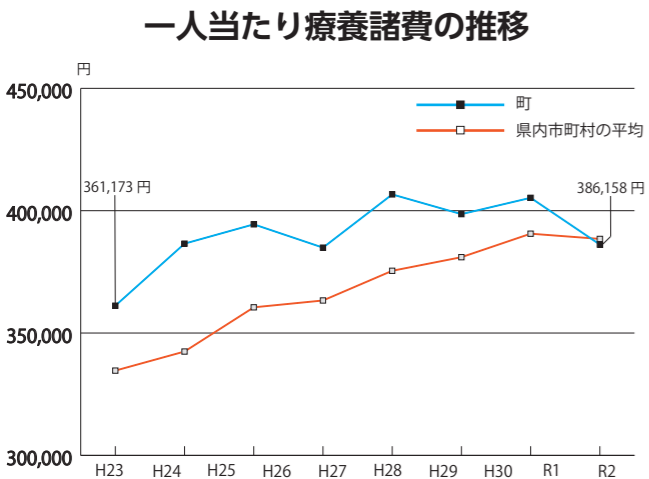
## ●被保険者数の推移

被保険者数は年々減少しています。65歳(74歳(前期高齢者)の被保険者の割合は高齢化の影響で増加し、若年層の割合は少子化や社会保険の適用拡大の影響で減少しています。



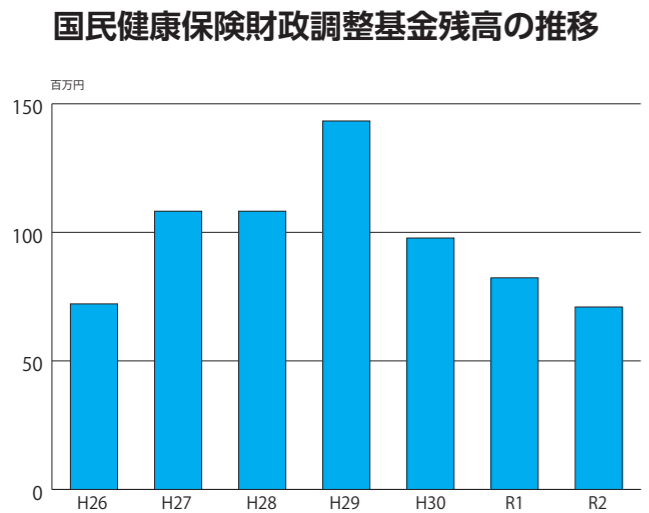
## ●療養諸費(医療費)の増加

受診頻度の高い高齢者の増加や受診環境の充実や医療技術の高度化などにより、療養諸費(医療費)は増加傾向が続いており、令和2年度は県内市町村平均を下回ったものの、依然として高い水準が続いています。



## ●国民健康保険財政調整基金の動向

この基金は、国民健康保険事業の健全な財政運営の財源に充てるために設置されています。県への納付金や保険税収入の年度間の増減に対応するため、基金が枯渇することのないよう適切な残高を維持していく必要があります。



### ※ジェネリック医薬品(後発医薬品)

新薬と同等の有効成分、安全性があると国に認められた薬。新薬の特許が切れた後に販売されるもので、研究費などが抑えられるため、一般的に新薬よりも安価で患者に提供されています。